第7回農業委員会総会議事録

1 招集日 平成30年12月5日(水)

2 開会日時及び場所

平成30年12月5日(水) 午後1時33分

雲仙市役所本庁舎別館3階会議室

3 閉会日時 平成30年12月5日 (水) 午後2時21分

4 委員氏名

(1)出席者(17名)

1番 草野 英治 2番 大島 忠保 3番 松永 一 5番 林田 剛

6番 森﨑 茂德 7番 渡部 篤 9番 馬場 保 10番 徳永 玉義

11番 三浦 憲二 12番 内田 弘幸 13番 池田 兼三 14番 松尾 茂敏

15番 川内 幸徳 16番 草野有美子 17番 鶴﨑 進 18番 大久保信一

19番 小筏 正治

(2) 欠席者(2名)

4番 東 康敬 8番 平野 利光

5 議事に参与した者

事務局長 坂本 英知

参 事 増富 浩彦

主 事 北尾 祥

嘱 託 大石由紀子

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第31号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定

について

日程第6 議案第32号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

日程第7 報告第 5号 非農地通知の発出について

午後1時33分開会

○事務局長(坂本 英知君) 皆さんどうも、こんにちは。

本日は、東委員、平野委員より欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による出席数を超えております。

よって、小筏会長、議事の進行をお願いいたします。

○議長(小筏 正治君) どうも、皆さん、こんにちは。昼間も大変農作業とお忙しい中にご参集をいただきまして、ありがとうございます。

今年最後の総会となりましたけど、皆様方、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから平成30年第7回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、 議案第29号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第30号農地法第5条第1項 の規定による許可申請について、議案第31号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集 積計画の決定について、議案第32号農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について、報告第 5号非農地通知の発出について、以上、議案5件、報告1件となります。

では、早速議事に入りたいと思います。

座って進めさせていただきます。

それでは、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第12条の規定により、11番、三浦委員、12番、内田委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の 説明を求めます。

〇事務局(北尾 祥君)

(議案第28号について議案書をもとに説明)

○議長(小筏 正治君) それでは、各調査会長から案件について、説明及び現地調査報告をお願いします。

まず、東部調査会長、お願いいたします。

〇委員(10番 徳永 玉義君) 本日、東部調査会長の東委員が体調不良のため、かわりに報告させていただきます。

議席番号10番の徳永です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は、受付番号92番です。 受付番号92番は、譲渡人が耕作できないため、農地所有適格法人に譲り渡す案件です。 受付番号92番について、現地調査並びに協議結果において、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございます。

それでは、受付番号92番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。 はい、どうぞ。
- ○委員(9番 馬場 保君) 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号93番から95番です。

受付番号93番は、譲渡人が耕作できないため買い受ける案件です。

受付番号94番は、親から子へ贈与する案件です。

受付番号95番は、譲受人の所有地の近くであり、耕作利便、規模拡大のため買い受ける案件です。 受付番号93番から95番について、現地調査並びに協議結果において、特に問題はありませんで した。

以上です。

O議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号93番から95番について、何かご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

- ○議長(小筏 正治君) ご質疑はないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。はい、どうぞ。
- ○委員(13番 池田 兼三君) 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は、受付番号96番から98番です。

受付番号96番から97番は、譲受人が同一の案件であり、規模拡大のため買い受ける案件です。 受付番号98番は、申請地の隣接地が所有地であり、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号96番から98番について、現地調査並びに協議結果において、特に問題はありませんでした。

以上です。

〇議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号96番から98番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第28号農地法第3条第1項の規定による 許可申請について、受付番号92番から98番は、申請どおり許可することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

〇議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第29号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(北尾 祥君)

(議案第29号について議案書をもとに説明)

○議長(小筏 正治君) それでは、調査会長から、案件について説明及び現地調査報告をお願いいた します。

中部調査会長、お願いいたします。

〇委員(9番 馬場 保君) 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号7番です。

受付番号7番について、申請人は共同住宅用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、愛野・森山バイパスインターチェンジより300メートル以内にあることから第3種農地であると考えられます。

調査会では、近傍農地へ影響がないか、被害防除計画の内容について意見があり、事務局から申請 者へ確認を依頼しております。

以上です。

○議長(小筏 正治君) どうも、ありがとうございました。

それでは、受付番号7番について、事務局よりお願いします。

○事務局(増富 浩彦君) 中部調査会では、近隣の農地の関係者からの同意書を求めて、添付してもらうような話があったんですけども、事務局としましては、農地転用関係事務指針の中で同意書は原則として添付不要となっているため同意書までは、ちょっと取れないというお話をしたところでございます。

申請地の北側に隣接農地が1件ありまして、そこに日影がちょっと落ちるんじゃないかということで、中部調査会後に転用者のほうに電話をかけて、話しをしました。

日影の問題について、夏場は、日影図をつくって説明をしたという話なんですけども、夏場は、8時から16時の間は影響にならない程度の日影ということで、納得はしてもらったそうです。冬場が、やっぱり、どうしても、太陽の高さが落ちてくるものですから、まだ影を打つんじゃないかということで、まだ納得はされてないみたいです。今、その話し合いの途中ということで、今日までに返

事をお願いしていたのですが、間に合わなかったということです。それらも協議を続けて、後日報告があるということで、話はついており、隣接農地の所有者さんは、転用について反対ではないとのことでしたので、転用許可については、問題ないのかなとは思っております。

また、周りに、まだ農地があるもんですから、農薬散布あたりのことも話をしておりました。確認をしたところ、農薬散布については入居者に必ず説明をして、その農薬散布あたりもあるよというようなことを納得した入居者に限るということで入居をさせるということで話がついておるそうです。 以上です。

- ○議長(小筏 正治君) ただいま受付番号7番について、事務局より詳しく説明がありました。この件に対して、何か、皆さん方ご質疑ありませんか。はい、どうぞ。
- ○委員(18番 大久保 信一君) 18番、大久保です。

今、事務局から説明があって、夏場については、隣接については納得されましたけども、冬場について、まだ協議中で納得されてないという説明がありましたけども、農業委員会で許可申請を総会で決議して、これが後ほど、ずっと続いて納得ができない場合はどういう形になるのか、説明をお願いいたします。

- ○議長(小筏 正治君) では、事務局、ちょっとお願いします。
- ○事務局(増富 浩彦君) 納得ということで言ったんですけども、そんなにアパートをつくること自体は反対ではないということで、その冬場の影を打つとがどのくらい影響してくるかということを所有者と転用者が、話をするということで聞いております。
- ○議長(小筏 正治君) はい、どうぞ。
- 〇委員(18番 大久保 信一君) 18番、大久保です。

そしたら、我々は、この場の総会で、異議なしで決定して、あとは、アパートをつくることについては、反対じゃないということであれば、もしも、そういうようなトラブルによる被害が出た場合は、 転用者と隣接地所有者で話をして、解決をされるという理解でいいわけですね。

- **〇事務局(増富 浩彦君)** そのとおりだと思います。
- ○委員(18番 大久保 信一君) わかりました。
- ○議長(小筏 正治君) じゃあ、この件に関しては、ここで審議する必要ないということですね。 ただいま、ちょっと、大久保委員のほうから、そういう質疑があったわけですけど、どうでしょうか、ほかに、皆さん方、今の件で。
- ○委員(18番 大久保 信一君) いいですか。先ほど言いましたように、アパートをつくる問題については何の問題も、反対ないと。そして、あと、夏場についても、日照を十分確保できるということで了解されたと。ただ、冬場について、その辺がまだ了解できてない。今、話し中だということで、冬場の問題が後々発生した場合は、隣接地と転用者で、今、説明があったような形で、解決をされる

という形になれば、転用については問題ないんじゃないかなと、私は感じましたけど。

○委員(2番 大島 忠保君) 2番、大島です。

中部調査会の中でも、何か、その辺も、ちょっと議題に出たような形はあったんですけども、ここが、もう農振は解けております。農振解けたということは、農用地をほかに利用しても構わんというようなことで、農振を解いたと思っております。その辺の中での、多分、農作業の中には、ちょっと問題あるかもしれんですけども、その辺は当事者同士の話であって、農振を解くときに、そういうふうな協議ということは、ちゃんとしてもろうてやったほうがいいんじゃないかなというようなことで、私も意見は言うたですけども、もう農振は解けとれば、当事者同士の問題を議題と上げてやるということは、確かに、議題として上げて話し合いはせんほうがよかと思っとですけども、許可を出す、出さないとか何とかという権利は、わいてこんとじゃないかなと思っています。よかですかね。

○議長(小筏 正治君) 農業委員会の意見なんですけど、日影の問題で、双方で問題になった場合は、 双方で解決してもらうということでいいんですか。

[「はい」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) それで、大島委員からは、もう農振も解けとるんだから、転用する目的でされとるから、当事者同士の問題については、農業委員会での許可について関係ないと言っていましたけど、その点に対しても、それでいいですか。はい、どうぞ。
- ○委員(12番 内田 弘幸君) 12番、内田です。その件では、被害防除計画書で、「周囲の農地への日照、通風、耕作等に影響を及ぼさないよう考慮し、距離を置いて建築するため、被害を及ぼすおそれはありません」と、「上記のとおり相違ありません。万一、隣接農地に被害が生じた場合は、申請人の責に置いて解決します」ちゅうようなことで、ちゃんと、署名、捺印されているためもう、その件に関しては、もう、当事者同士の話で、農業委員会での許可とは全く関係ないと思います。
- ○議長(小筏 正治君) ほかに何かないですか。はい、どうぞ。
- ○委員(18番 大久保 信一君) 先ほど大島委員からも、農振除外についての問題がありましたけども、前回の総会前に開催された中部調査会時に推進委員の方からも意見がありました。農振を除外するときに地域の人たちが、何にもわからないうちに農振外れており、住宅ができた時になっていろんな農家との障害、いろんな問題が発生してる。やっぱり、今回のところも農振が外れてたものだから、もう大島委員が言われるように、転用が出た場合は、それに反対できないと思うわけですね。農業委員の方も農振の委員になられる方がおられますので、その辺を後々いろんなことが起きないように、協議の中で、しっかり隣接地農家あたりにも周知をするような形でお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

ほかにどうでしょう。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) 議案第29号農地法第4条第1項の規定による許可申請について受付番号 7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(北尾 祥君)

(議案第30号について議案書をもとに説明)

〇議長(小筏 正治君) それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいた します。

まず、東部調査会よりお願いいたします。はい、どうぞ。

○委員(10番 徳永 玉義君) 議席番号10番、徳永です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は、受付番号41番です。 受付番号41番について、申請人は、資材置き場用地への転用を計画されています。申請地は、農 振白地で、おおむね10~クタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であ ると考えられます。

受付番号41番について、現地調査確認においても特に問題ありませんでした。 以上です。

○議長(小筏 正治君) どうも、ありがとうございました。

それでは、受付番号41番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。お願いします。
- ○委員(9番 馬場 保君) 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号42番から 46番です。

まず、受付番号42番は、一般個人住宅用地への転用を計画されております。申請地は、平成30年1月15日に農用地からの除外がされております。農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しか

し、転用目的が住宅用地であり、集落に接続していることから例外的に許可をすることができる案件 であると思われます。

受付番号43番は、農業用資材置き場用地への転用を計画されております。申請地は、平成30年1月15日に農用地の用途区分変更がなされております。農地の区分は、おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が農業用資材置き場用地であることから例外的に許可することができる案件であると思われます。

受付番号44番は、駐車場用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり生産性の低いおおむね10~クタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地あると考えられます。申請地のそばには崖があるため、土地造成時には排水に十分注意をするよう指導するように事務局へお願いしております。

受付番号45番は、一般個人住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、 水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道であり、500メートル以内に2つ以上の教育施設、 医療施設が存在するため、第3種農地であると考えられます。

受付番号46番は、土砂仮置き場用地への一時転用を計画されております。申請地は、農振白地であり生産性の低いおおむね10~クタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号42番から46番について、現地確認においても、特に問題はありませんでした。以上です。

〇議長(小筏 正治君) どうも、ありがとうございました。

それでは、受付番号42番から46番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。
- ○委員(13番 池田 兼三君) 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

西部調査会関係分は、受付番号47番です。

受付番号47番は、隣接の宅地を併用して一般個人住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号47番について、現地確認においても、特に問題ありませんでした。 以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号47番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第30号農地法第5条第1項の規定による 許可申請について、受付番号41番から47番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第31号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定 についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(北尾 祥君)

(議案第31号について議案書をもとに説明)

○議長(小筏 正治君) それでは、議案第31号に対する質疑を行います。

まず、貸借権についての受付番号1番から22番について、ご質疑ありませんか。1番から22番ですね。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ないようでしたら、次に、所有権移転の受付番号23番から30番について、 何かご質疑ありませんか。どうでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) それでは、最後に、農地中間管理事業の受付番号31番から34番について、何かご質疑ありませんか。どうでしょうか。31番から34番。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第31号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) どうもありがとうございます。

ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

次に、日程第6、議案第32号農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取についてを議題といたします

事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(北尾 祥君)

(議案第32号について議案書をもとに説明)

〇議長(小筏 正治君) 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第32号に対する質疑を一括で行います。何かご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第32号農用地利用配分計画(案)については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、議案第32号農用地利用配分(案)につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第7、報告第5号非農地通知の発出について、事務局、説明を求めます。

〇事務局(北尾 祥君)

(報告第5号について議案書をもとに説明)

○議長(小筏 正治君) お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、 その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませ んか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、 議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうも、ありがとうございました。

午後2時21分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月 5日

議長

署名委員

署名委員